

令和3年度

再エネ機器導入初期費用ゼロ事業 補助金制度のご案内

札幌市はみなさんのエコを応援します



概要

札幌市民の方がリース契約を利用して太陽光発電設備や定置用蓄電池をご自宅に導入する場合に、札幌市がリース事業者に補助金を交付することで、札幌市民の方がリース事業者に支払う月々のリース料金を補助金交付額分だけ低減する制度です。

特徴

- ①リース契約を活用して太陽光発電や定置用蓄電池を設置に要する**初期費用が不要**
(月々のリース料金を支払う必要があります)
- ②停電時に発電することで、**電化製品を利用可能**

申込条件

- ①リース期間中に補助対象機器が故障した場合には、事業者において交換又は修理が行われること
- ②リース期間中に適用可能な補助対象機器の動産保険と損害賠償責任保険が付帯していること
- ③リース契約満了時に補助対象機器が無償譲渡されること(無償譲渡までの期間は契約によって異なります)
- ④余剰電力を売電し、補助対象機器の借主である市民が売電収入を得られること。



補助対象者

札幌市内に本店又は支店等を有するリース事業者(※市税を滞納していないことが条件となります。)

対象となる建築物

札幌市内の戸建て住宅

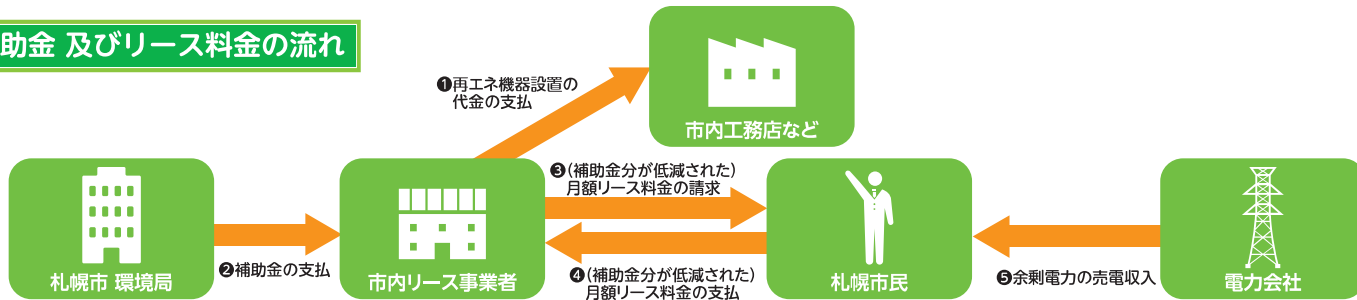
補助対象機器・補助額

機器名及び補助額	補助額：1kWあたり3万円	補助額：1kWhあたり2万5千円
 太陽光発電 ※補助金の上限は20万9千円(6.99kW)です	 定置用蓄電池 ※補助金の上限は10万円(4.0kWh)です	
機器要件 <ul style="list-style-type: none"> ●太陽光モジュールの出力の合計が1.5kW以上であること。 ●発電した電気を全量売電せず、自家消費していること。(余剰型配線であること。) ●JET(一般財団法人電気安全環境研究所)の認証品等であり、北海道電力株式会社の電力系統に連系できること。 ●未使用品であること。(中古品は補助対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ●リチウムイオン蓄電池を使用した製品(バインド電池含む)であること。なお、鉛蓄電池のみで構成された製品は補助対象外。 ●蓄電池容量が2.0kWh以上であること。 ●JET(一般財団法人電気安全環境研究所)認証品等であり、北海道電力株式会社の電力系統に連系できること。 ●未使用品であること。(中古品は補助対象外) 	

募集期間

令和3年4月1日～令和4年1月31日 先着順にて受付。予算額に達し次第、募集を終了します。

補助金及びリース料金の流れ



申込に関する
問い合わせ及び申込先

札幌市環境局 環境エネルギー課

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所12階 TEL: 011-211-2872
受付時間: 月～金曜日 8時45分～17時15分(土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

札幌市環境局



リースの定義

本補助制度で対象となるリース契約は下記の定義のものです。

補助対象機器の所有者である事業者が、住宅に補助対象機器を事業者の費用により設置し、住宅の所有者である市民に対し、当事者間で合意した期間にわたり補助対象機器を使用収益する権利を与え、市民は当事者間で合意した補助対象機器の使用料を事業者を支払うものであり、下記の要件に該当するものであること。なお、補助対象機器のリース期間は、太陽光発電設備は10年間以上、定置用蓄電池は4年間以上であること。

- リース期間において市民が支払うリース料の合計額は、補助対象機器の取得価格及び、その取引に係る付随費用の額の合計額のおおむね全部(原則として90%以上)であること。
- 市民がリース契約の中途解約をする場合には、市民が未経過期間に対応するリース料の額のおおむね全部(原則として90%以上)を事業者を支払うものであること。

補助事業へ申し込むための要件

補助事業に申し込むには、下記の4つの要件を満たすリース契約を交わす必要があります。

①事業要件

- 令和3年4月1日以降において、補助対象機器の借主と事業者との間で補助対象機器のリースに係る契約が締結されるものであること。
- 補助対象機器の借主の住宅に補助対象機器が設置され、提出期限までに補助金交付申請兼完了届が事業者から提出されるものであること。
- 補助対象機器のリース契約を締結するに当たり、補助対象機器の借主に対して、本補助事業に申し込むこと及び当該契約金額は当該補助金額が控除されていることが説明されたものであること。
- リース契約を満了する又は、補助対象機器の借主が未経過期間に対応するリース料のおおむね全部をリース事業者を支払うことで中途解約をする場合には、事業者から補助対象機器の借主に対して、無償譲渡がなされるものであること。

②機能要件

- 設置される補助対象機器が、停電時においても電力供給できる機能を有していること。

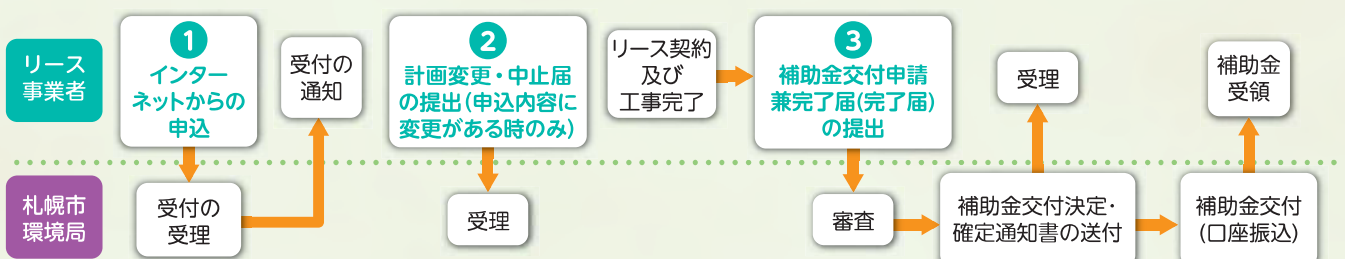
③サービス要件

- 補助対象機器が故障した場合には事業者において、速やかに交換又は修理が行われるものであること。
- 補助対象機器の設置工事及び、リース期間内において、適用可能な動産総合保険及び賠償責任保険が付帯されていること。

④その他要件

- 補助対象機器のリース契約締結前に、本補助事業へ申し込むこと。
- 補助対象機器の借主は、下記の(ア)～(エ)の要件を全て満たすこと。
 - (ア) 市民である者、又は完了届の提出期限までに市内に居住する予定のある者
 - (イ) 札幌市内に住宅を有し、その住宅の所有権を有している者又は、提出期限までに札幌市内に住宅を有し、その住宅の所有権を有する予定のある者
 - (ウ) 札幌市税を滞納していない者
 - (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)でない者
- 補助対象機器を稼働させることで得られるCO₂排出削減量などの環境価値を札幌市内で消費すること。
- 補助対象機器及びその付属品を設置する場合、設置場所、設備等について、近隣に居住する市民等に十分に配慮すること。
- 事業者及び補助対象機器の借主は、導入する補助対象機器について、本補助金以外に本市からの補助金等を受給しないこと。

申込から補助金受領までの手続きの流れ



※完了届提出期限までに、対象機器にかかる工事代金の支払いを完了し、補助金交付申請兼完了届を提出していただく必要があります。
※補助金の交付は完了届を提出いただいてから1ヶ月半以上かかる場合があります。

完了届の提出期限について

機器の設置工事が完了したことを報告する完了届の提出期限は、下記のいずれか遅い日までです。
(提出期限日までの消印有効。)

ただし、下記で起算した日が令和4年3月11日を過ぎる場合には、3月11日が提出期限となります。

- ①リース契約書に記載されているリース開始日の翌日を起算日として、60日を経過する日
- ②申込を受理した後に送付される補助金交付申請受理決定書に記載された発送年月日の翌日を起算日として、60日を経過する日

インターネットからの申込・ 計画変更中止届・完了届・財産処分の制限

①インターネットからの申込

補助制度申込フォーム “<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/energy/zerohojo/application.html>” に、下記の内容を入力してください。

- リース事業者の会社名、住所、担当者名、電話番号、Eメールアドレス
- 住宅所有者の氏名、補助対象機器の設置場所
- 申込機器の設備容量、補助申込額
- 補助対象機器のリース開始予定時期



②計画変更・中止届の提出

申込時と工事内容等に変更が生じた場合、または補助金申請を中止する場合は、計画変更・中止届を提出して下さい。ただし、この届出による補助金額の増額はできません。

③補助金交付申請兼完了届（完了届）の提出

提出期日までに補助金交付申請兼完了届及び、下記の添付書類を郵送してください。

●添付書類

1. 現在事項全部証明書の原本又は写し（※事業者のもの）
2. 住民票の写し又は、運転免許証の表面の写し、パスポートの写し、マイナンバーカードの表面の写し
※補助対象機器の借主のものであり、記載されている住所と補助対象機器の設置場所が一致していること
3. 令和3年度発行の納税証明書（指名願）の原本又は写し（※事業者のもの）
4. リースに係る契約書の写し（※下記の内訳が分かるものであること）
 - ア) 設備費及び、工事費、保証料、リース料
 - イ) リース期間の動産総合保険料及び、賠償責任保険の保険料
 - ウ) リース期間の保守料
 - エ) 無償譲渡に係る所有権移転の手数料
5. 補助対象機器の保守内容を確認できる書類の写し
6. 補助対象機器の設置状況を示す写真
※設置状況や機器の銘板などが鮮明に写っていること
※太陽光発電設備の場合には、パネル枚数が分かる写真であること
7. 補助対象機器を設置した建物の全景写真
8. 補助金の振込先（銀行名・支店、口座名義(カタカナ)、口座番号) がわかる書類
※通帳の写し、インターネットでの表示画面 等

財産処分の制限

対象機器を法定耐用年数の期間内に廃棄する場合は、廃棄する前に承認申請が必要となります。
なお、使用しない期間に応じて補助金を返還していただく場合があります。

協 力

補助対象機器の借主の方には、対象機器設置後1年間の電力使用量や稼働状況についてアンケート調査に協力していただきます。また、広報誌等への取材協力をお願いすることがあります。

Q & A よくある質問

Q1

新築住宅、既存住宅どちらへの太陽光発電設備や定置用蓄電池であっても補助対象ですか？

新築住宅、既存住宅どちらも補助対象です。

Q2

固定価格買取制度(FIT)を利用して、太陽光発電設備で発電した電力を売電可能ですか？

住宅で利用する自家消費分の電力を除いた余剰電力のみが売電可能です。

Q3

他の補助金との併給は可能ですか？

補助対象となる太陽光発電設備や蓄電設備について、本補助金以外に本市から補助金等は受給できません。

Q4

店舗兼住宅は補助の対象になりますか？

太陽光発電設備や定置用蓄電池からの電気の一部又は全部を住宅で利用する場合には補助対象になります。

Q5

カーポートへの太陽光発電設備は補助対象になりますか？

住宅の敷地内に設置されたカーポートであり、発電された電気を住宅で利用する場合には対象となります。

Q6

リース契約満了後に住宅所有者に太陽光発電設備や定置用蓄電池を無償譲渡予定ですが、法定耐用年数の間の管理義務はどうなるのでしょうか？

無償譲渡後には太陽光発電設備や定置用蓄電池の新しい所有者に管理の義務が移ります

Q7

令和4年3月11日までに、住宅所有者と契約締結し、かつ、太陽光発電設備等の設置工事を完了し、完了届を提出する必要があるとのことですが、設置工事を完了するとはどのような状態を指しますか。電力会社との接続契約やFIT認定手続きが終了していないといけないのでしょうか？

「設置工事を完了する」とは下記の3点の条件が満たされている状態を指します。①電力会社との接続契約や、FIT認定手続きが終了していること。②太陽光発電設備については住宅の屋根等に、定置用蓄電池については住宅に物理的に設置する工事がなされていること。③リース開始日に太陽光発電設備や定置用蓄電池を利用開始できること。

Q8

住宅に設置した太陽光発電設備にて発電した電気の環境価値を事業者が取得して証書化し、販売又は譲渡しても補助対象となりますか？

本補助事業によって設置された太陽光発電設備からの環境価値を伴った電気を市内で消費してもらうことを目的の1つとしており、事業者が環境価値を取得し、市外で消費する場合には、補助対象となりません。

Q9

割賦販売はなぜ補助対象にならないのですか？

本事業は、設備の購入ではない導入手法を利用して、太陽光発電設備や定置用蓄電池の導入促進を目的としているため、初期費用不要であっても、本事業では設備購入に係る割賦販売は補助対象とはしていません。

Q10

未使用品はどのような基準で判断するのでしょうか？

設置した太陽光発電設備が発電していないことを、定置用蓄電池が外部に電力を供給していないことを基準としています。

Q11

申請書類の返却は可能ですか？

提出された申請書類は返却いたしません。そのため、手元に控えを1部ご用意ください。

Q12

リース契約満了後に住宅所有者に無償譲渡する義務はありますか？

リース契約満了後に無償譲渡することを前提とした補助制度のため、リース契約満了後の太陽光発電設備や定置用蓄電池の無償譲渡は必須となります。

Q13

リース事業者が補助金受領後に倒産した場合、補助金返還の扱いはどうなりますか？

補助金の返還請求がなされるのは、太陽光発電設備等を法定耐用年数内に廃棄した場合が該当します。そのため、本ケースでは、補助金の返還請求は行いません。

Q14

太陽光発電設備にて発電した電気の自家消費分の環境価値を住宅所有者から有償で買い取ることは可能ですか？

本事業では、リース契約を利用して設置された太陽光発電設備からの環境価値を伴った電気を市内で利用してもらうことを目的の1つとしており、事業者が環境価値を取得し、市外で消費する場合には補助対象となりません。

Q15

自宅の屋根に自ら購入する太陽光発電設備を設置したいのですが、住宅所有者がこの補助制度に申請することは可能でしょうか？

太陽光発電設備や定置用蓄電池をリースする事業者を対象としているため、住宅所有者は本補助制度に申し込むことはできません。太陽光発電設備などを導入する市民を対象とした再エネ省エネ機器導入補助制度への申し込みをご検討ください。

Q16

本補助制度を利用して太陽光発電設備や定置用蓄電池を設置した後に、太陽光発電設備や定置用蓄電池に不具合が発生したらどうしたらいいですか？

本補助制度を利用した太陽光発電設備や定置用蓄電池には、保守契約が付帯しています。不具合が発生した場合には、保守を担当する事業者へご連絡ください。

Q17

太陽光発電設備や定置用蓄電池を購入する際に付帯するメーカー標準保守を利用することで、サービス要件を満たす場合には、別途の保守契約は不要でしょうか？

本補助制度のサービス要件を満たしている場合には、別途の保守契約は不要です。なお、太陽光発電設備や定置用蓄電池の借主である市民の方が、より質の高い保守サービスを要望した際の保守契約の締結を妨げるものではありません。

Q18

PPA(Power Purchase Agreement：電力販売契約)を利用して太陽光発電設備を導入した場合、本補助制度に申し込むことは可能でしょうか？ (※PPAとは、太陽光発電設備の所有者と借主との間で事前に発電設備から得られる電力の購入価格を決定し、借主の電力使用量に応じて電気料金を支払う取り決めのことです。)

本補助制度は、リース契約を活用した太陽光発電設備や定置用蓄電設備の導入を補助対象としているため、PPAによって導入した太陽光発電設備は補助対象外となります。

[申込方法] オンラインにて、申込を募集しています。

[札幌市再エネ機器導入初期費用ゼロ事業補助金制度 申込]で検索!

札幌市再エネ機器導入初期費用ゼロ事業補助金制度 申込

検索